

管理 No.	G010
--------	------

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間（個票）

所管部署: 子ども未来部子ども育成課
(認定給付係 / 内線: 3723)

根拠区分	法律 一条例	
許認可等の名称	児童手当の受給資格及び額の認定(他の市町村に住所を変更した場合を含む。)	
処分権者	市長	
根拠規定	根拠法令・条例題名 (制定年/区分/発令番号)	児童手当法(昭和 46 年法律第 73 号)
	根拠規定条項	第 7 条
基準規定	基準法令等題名 (制定年/区分/発令番号)	児童手当法(昭和 46 年法律第 73 号)
	基準規定条項	第 4 条 第 5 条 第 6 条 第 7 条第 1 項 第 8 条第 1 項～第 3 項 附則第 2 条
	審査基準	<p>(1) 受給資格</p> <p>①住所要件 奈良市内に住所を有すること。</p> <p>②養育に関する要件 15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童を監護し、父母の場合にあってはこれと生計を同じくし、父母以外の場合にあってはその生計を維持すること。</p> <p>③所得要件 前年又は前々年の所得が限度額未満であること。1月から5月までの月分の児童手当については前々年の所得、6月から12月までの月分の児童手当については前年の所得により審査する。</p> <p>※所得が限度額超過のため、児童手当が支給されない被用者に対しては、特例給付として認定する(児童手当法附則第2条)。</p> <p style="text-align: right;">※裏面に続く</p>
標準処理期間 (経由機関の日数)	総日数 10～40 日程度(休日は含まない)	
本票の作成日	平成 29 年 3 月 31 日作成	
更新履歴(更新日)	改正沿革 平成 年 月 日改正	

審査基準(裏面追加)

	基準内容
<p>審査基準等 補足</p>	<p>(2) 支給月額</p> <p>① 3歳未満の児童については月額15,000円とする。</p> <p>② 3歳以上小学校修了前までの児童については、養育しているすべての児童(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)のうち、上から数えて1人目及び2人目の児童は1人につき、月額10,000円、3人目以降の児童については1人につき、月額15,000円とする。</p> <p>③ 小学校終了後、中学校修了前の児童については月額10,000円</p> <p>(3) 他の市町村の区域内から住所を変更した者から、その変更後の期間に係る児童手当の支給を受けようとする請求があったときの審査も同様とする。</p> <p>【根拠法令】児童手当法</p> <p>(認定)</p> <p>第七条 児童手当の支給要件に該当する者(第四条第一項第一号から第三号までに係るものに限る。以下「一般受給資格者」という。)は、児童手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び児童手当の額について、内閣府令で定めるところにより、住所地(一般受給資格者が未成年後見人であり、かつ、法人である場合にあつては、主たる事務所の所在地とする。)の市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)の認定を受けなければならない。</p> <p>2 児童手当の支給要件に該当する者(第四条第一項第四号に係るものに限る。以下「施設等受給資格者」という。)は、児童手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び児童手当の額について、内閣府令で定めるところにより、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める者の認定を受けなければならない。</p> <p>一 小規模住居型児童養育事業を行う者 当該小規模住居型児童養育事業を行う住居の所在地の市町村長</p> <p>二 里親 当該里親の住所地の市町村長</p> <p>三 障害児入所施設等の設置者 当該障害児入所施設等の所在地の市町村長</p> <p>3 前二項の認定を受けた者が、他の市町村(特別区を含む。以下同じ。)の区域内に住所(一般受給資格者が未成年後見人であり、かつ、法人である場合にあつては主たる事務所の所在地とし、施設等受給資格者が小規模住居型児童養育事業を行う者である場合にあつては当該小規模住居型児童養育事業を行う住居の所在地とし、障害児入所施設等の設置者である場合にあつては当該障害児入所施設等の所在地とする。次条第三項において同じ。)を変更した場合において、その変更後の期間に係る児童手当の支給を受けようとするときも、前二項と同様とする。</p>